

独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律案要綱

第一 独立行政法人国民生活センター法の一部改正

1 独立行政法人国民生活センターの目的として、重要消費者紛争について法による解決のための手続の利用を容易にすることを追加するとともに、独立行政法人国民生活センターの業務として、特定適格消費者団体が行う消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「消費者裁判手続特例法」という。）第五十六条第一項の申立てに係る仮差押命令の担保を立てる業務を追加すること。

2 独立行政法人国民生活センターが1の業務を実施するに当たって必要となる長期借入金をするを可能とすること。

（第一条関係）

第二 消費者契約法の一部改正

適格消費者団体の認定の有効期間を三年から六年に延長すること。

（第二条関係）

第三 消費者裁判手続特例法の一部改正

- 1 特定適格消費者団体、独立行政法人国民生活センターその他の関係者は、独立行政法人国民生活センターが行う第一1の業務が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならないこととする。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこと。

(第三条関係)

第四 附則

- 1 この法律は、平成二十九年十月一日から施行するものとする。 (附則第一条関係)
- 2 その他所要の経過措置等を設けること。 (附則第二条から第五条まで関係)